

千葉県との県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行(案)

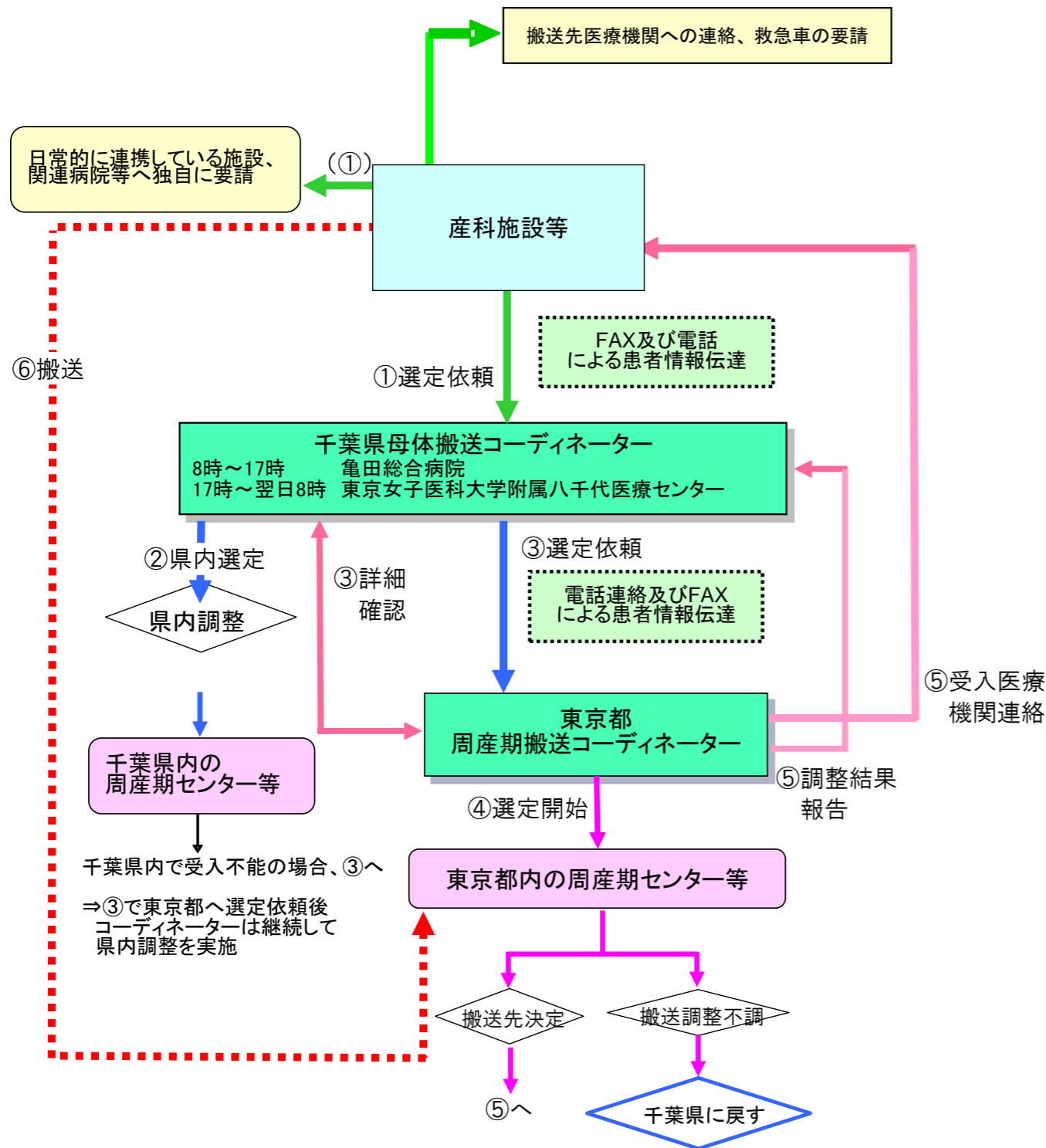
項目	試行の内容	
1 母体搬送の流れ	<b>A</b> 千葉県→東京都への搬送	<b>B</b> 東京都→千葉県への搬送
・対象	<p>・県域を越えて搬送可能であると医師が判断した、原則として22週以降の母体搬送(転院搬送)。</p> <p>・県域を越えた搬送は、自都県内で受入不可で、都においては各ブロックの総合周産期センターに戻すが、総合でも受入不可の場合に限る。</p>	
母体救命事例の取り扱い	試行の対象外とする。	
一般通報(119番)の取り扱い	試行の対象外とする。	
新生児搬送の取り扱い	試行の対象外とする。	
・搬送調整者	東京都周産期搬送コーディネーター	千葉県母体搬送コーディネーター
・調整方法	<p>①千葉県のコーディネーターが都のコーディネーターにFAX及び電話にて依頼</p> <p>②千葉県のコーディネーターから送付される患者情報をもとに都内を調整</p>	<p>①東京都のコーディネーターが千葉県のコーディネーターにFAX及び電話にて依頼</p> <p>②都コーディネーターから送付される患者情報をもとに県内を調整</p>
依頼様式	「搬送調整依頼書」(千葉県様式)	「搬送調整依頼書」(東京都様式)
詳細情報の取得方法	東京都コーディネーターが千葉県コーディネーターに連絡することを原則とする。ただし、必要に応じて直接搬送元医療機関に確認する。	千葉県コーディネーターが東京都コーディネーターに連絡することを原則とする。ただし、必要に応じて直接搬送元医療機関に確認する。
都県外搬送先の調整を中止する条件	60分を超えた場合又は全選定可能病院側に依頼しても見つからない場合は、経過報告し、調整中止又は選定継続の相談を行う。	
複数事例が生じたときの優先順位	原則、都の事例を優先する。 県からの依頼が複数あるときは、県が優先順位を示して都に依頼	原則、県の事例を優先する。 都からの依頼が複数あるときは、都の判断で緊急性の高いものを優先して県に依頼する。
搬送先決定後の報告	<p>東京都のコーディネーター → 依頼元産科施設へ</p> <p>東京都のコーディネーター → 千葉県のコーディネーターへ</p>	<p>千葉県のコーディネーター → 依頼元産科施設へ</p> <p>千葉県のコーディネーター → 東京都のコーディネーターへ</p> <p>東京都のコーディネーター → 東京都の総合周産期センター(ブロック担当)へ</p>
・搬送方法	救急車または病院救急車等。 ※東京都:救急車の場合は、東京消防庁指令室と要調整。	
・関連病院や県境地域間等、日常的に連携している施設への搬送受入依頼	現状どおり(個別対応)	

## 千葉県との県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行(案)

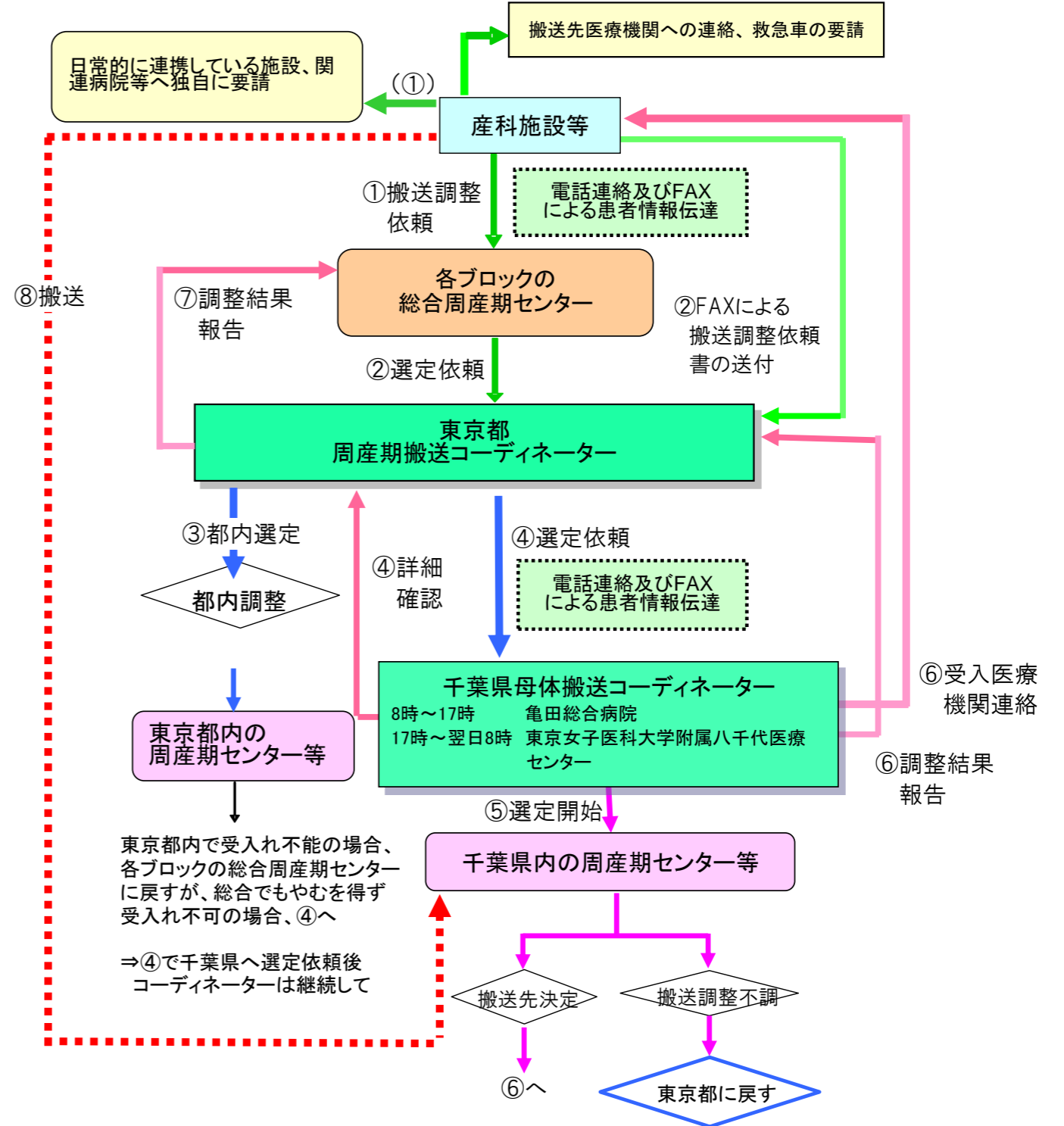
項目	試行の内容	
<b>2 戻り搬送の流れ</b>	<b>A</b> 東京都→千葉県への戻り搬送	<b>B</b> 千葉県→東京都への戻り搬送
・対象	本試行により県外医療機関に救急搬送された後、急性期を過ぎ、県内医療機関へ転院が可能と医師が判断した場合の母体及び新生児搬送。 ※ 新生児は、試行により搬送された母体から生まれた児	
・搬送調整者	千葉県母体搬送コーディネーター	東京都周産期搬送コーディネーター
・調整方法	①東京都の医療機関が東京都のコーディネーターにFAX及び電話にて依頼 ②東京都のコーディネーターから千葉県のコーディネーターにFAX及び電話により依頼 ③千葉県コーディネーターが千葉県内を調整	①千葉県の医療機関が千葉県のコーディネーターにFAX及び電話にて依頼 ②千葉県のコーディネーターから東京都のコーディネーターにFAX及び電話により依頼 ③東京都のコーディネーターが、東京都内を調整
依頼様式	「戻り搬送調整依頼書」(千葉県様式)	搬送元医療機関の様式
詳細情報の取得方法	千葉県のコーディネーターが直接搬送元医療機関に確認する。	東京都のコーディネーターが直接搬送元医療機関に確認する。
調整時間	選定依頼時に個別に確認。調整時間を過ぎて搬送先未決定の場合は、再調整するか調整終了とするか搬送元医療機関に確認をする。	
搬送先決定後の報告	千葉県のコーディネーター → 依頼元医療機関へ 千葉県のコーディネーター → 東京都のコーディネーターへ	東京都のコーディネーター → 依頼元医療機関へ 東京都のコーディネーター → 千葉県のコーディネーターへ
・搬送方法	病院救急車、民間救急車等 搬送手段や医師等の添乗については、搬送元医療機関と搬送先医療機関の間で調整	
・関連病院や県境地域間等、日常的に連携している施設への搬送受入依頼	現状どおり(個別対応)	
<b>3 その他</b>		
・患者情報の共有	FAX及び電話で伝達	
・空床情報の共有	周産期救急情報システムの相互閲覧は実施しない。	
・協定等の締結	モデル試行についても協定等を締結	
・検証体制	周産期搬送部会等において検証	

# 母体搬送の流れ（イメージ図）（案）

## A 千葉県から東京都への母体搬送の仕組み

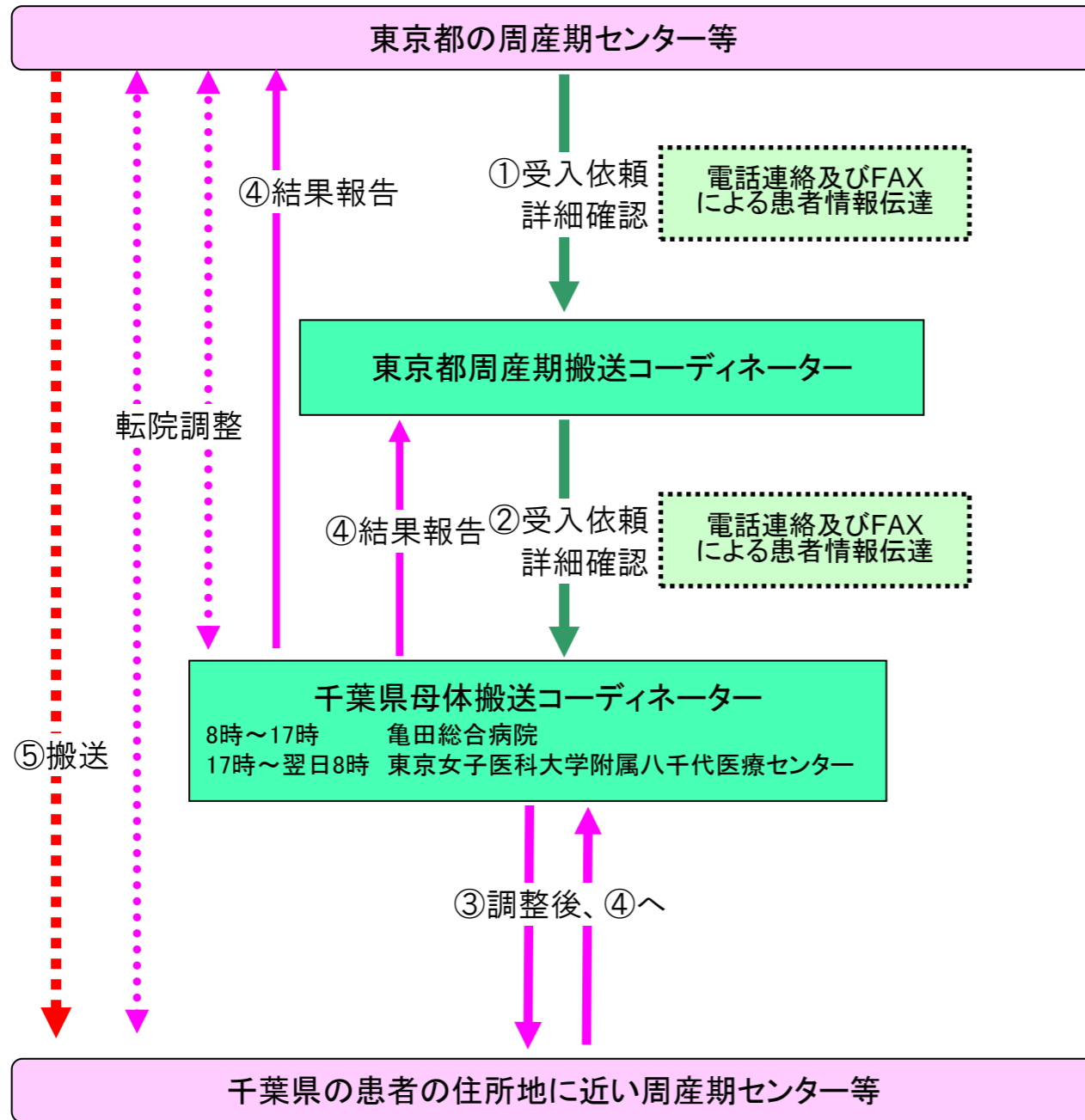


## B 東京都から千葉県への母体搬送の仕組み



# 戻り搬送の流れ（イメージ図）（案）

## A 東京都から千葉県への戻り搬送の仕組み



## B 千葉県から東京都への戻り搬送の仕組み

